

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
胆振総合振興局 室蘭建設管理部 用地管理室 維持管理課	高見ダム管理業務	令和6年3月25日	日高郡新ひだか町静内中野 町1丁目10番15号 北海道電力株式会社 静内 水力センター	9,545,115	○選定理由 本業務は、平常時のダム点検・監視等並びに緊急時のダ 臨時点検等を行うものであり、高見ダムの共同施工者であ る北海道電力(株)静内水力センターが気象・放流量等の データ集約を行っていることから当該業者以外に代わるべ き者がいないため。 * 契約方法の根拠 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則「第3節随意契約」 同運用方針第3節(随意契約)関係1の(2)	

注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。

2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。

3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。

4 公表の対象契約のうち、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人（事業者である個人を除く。）の場合にあっては、契約担当者等は、北海道個人情報保護条例（平成6年条例第2号）等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人が特定できないように記載すること。

5 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。

6 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。